

改正

平成15年3月24日規則第9号

平成16年3月26日規則第9号

平成16年6月25日規則第41号

平成16年10月15日規則第52号

平成16年12月28日規則第67号

平成17年3月11日規則第8号

平成17年7月19日規則第57号

愛媛県垂直積雪量に関する規則を次のように定める。

愛媛県垂直積雪量に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第86条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する垂直積雪量の数値を定めるものとする。

(垂直積雪量)

第2条 前条の垂直積雪量の数値は、建築物の敷地の存する市町の区域ごとに、別表に掲げるとおりとする。ただし、次の表の左欄に掲げる市町の区域ごとに、当該建築物の敷地の標高と当該建築物の敷地の存する市町の区域の標準的な標高（当該市町の役場の敷地の標高をいい、以下「標準標高」という。）との標高差が同表の中欄に掲げる別表の垂直積雪量の補正を要さない標高差の限度を超えるときは、次の表の右欄に掲げる式により補正した数値とする。

区域	別表の垂直積雪量の補正を要さない標高差の限度 (単位 メートル)	式
1 西条市、四国中央市及び越智郡上島町	90	$d' = (h' - h) \times 0.0011 + d$
2 1に掲げる市町以外の市町（松山市、今	70	$d' = (h' - h) \times 0.0014 + d$

治市及び新居浜市を 除く。)		
<p>備考 この表において、d'、h'、h及びdは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>d' 補正した垂直積雪量 (単位 メートル)</p> <p>h' 建築物の敷地の標高 (単位 メートル)</p> <p>h 標準標高 (単位 メートル)</p> <p>d 当該市町の区域の別表に掲げる垂直積雪量 (単位 メートル)</p>		

一部改正〔平成16年規則9号・41号・52号・67号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年3月24日規則第9号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月26日規則第9号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年6月25日規則第41号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) (前略) 第3条の規定 (中略) 平成16年8月1日
- (2) 第4条中愛媛県垂直積雪量に関する規則別表5の項の改正規定及び同表中6の項を削り、7の項を6の項とし、8の項を7の項とする改正規定 平成16年9月21日

附 則 (平成16年10月15日規則第52号)

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月28日規則第67号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月16日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) (前略) 第52条の規定 平成17年1月1日
- (2) (前略) 第53条中愛媛県垂直積雪量に関する規則別表1の項の改正規定 (「、喜多郡長浜町」を削る部分に限る。)、同表5の項の改正規定及び同表6の項を削り、同表7の項を同表

6の項とする改正規定 平成17年1月11日

附 則（平成17年3月11日規則第8号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月19日規則第57号）

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区域	垂直積雪量 (単位 メートル)
1 八幡浜市、伊予市、越智郡上島町、伊予郡松前町、西宇和郡伊方町及び南宇和郡愛南町	0.2
2 西条市及び四国中央市	0.3
3 宇和島市及び大洲市	0.4
4 伊予郡砥部町及び喜多郡内子町	0.5
5 西予市、東温市並びに北宇和郡松野町及び鬼北町	0.6
6 上浮穴郡久万高原町	1.3

一部改正〔平成15年規則9号・16年9号・41号・52号・67号・17年8号・57号〕